

2022年7月22日

消費者の安全・安心に関わる法律等の勉強会&意見交換会



消費者庁
伊吹政策企画専門官



消費者庁
玉置政策企画専門官



司会進行の村尾信一委員
意見交換会コーディネーターの
片岡康子委員



ACAP 坂倉専務理事



消費者の安全・安心に関わる法律等の勉強会&意見交換会が2022年7月11日(月)WEBオンライン会議により開催された。

講師として消費者庁 消費者制度課から伊吹健人政策企画専門官、玉置貴広政策企画専門官をお招きし、ACAP から村井理事長、坂倉専務理事、交流活動委員ならびに会員および会員企業の法務部門等の方々合計48名が参加し、村尾交流活動委員の司会、東交流活動委員長の開会挨拶により開始した。

第1部は、消費者庁の伊吹政策企画専門官より「令和4年度消費者裁判手続特例法の改正」についてご講演いただいた。消費者団体訴訟制度の説明に続き、改正事項として①対象範囲の拡大、②和解の早期柔軟化、③消費者に対する情報提供方法の充実、④特定適格消費者団体を支援する法人を認定する制度の導入等についてお話いただいた。また、特定適格消費者団体に関する情報や追行実績についても解説いただいた。

玉置政策企画専門官からは「令和4年度消費者契約法の改正」についてご講演いただいた。法律に関する説明の後、改正事項として、①契約の取消権を追加、②解約料の説明の努力義務、③免責の範囲が不明確な条項の無効、④事業者の努力義務の拡充について、各改正項目に関する具体例を用いながら分かりやすく解説いただいた。

その後参加者より、消費者契約法の不当勧誘、努力義務に関するガイドライン作成、消費者裁判手続特例法に関する質問があり、消費者庁の方より丁寧な回答をいただいた。

第2部の意見交換会では、片岡交流活動委員がコーディネーターとなり「解約・キャンセルに関する情報提供どうしていますか？」のテーマで意見交換を行った。消費者契約の解約が困難となる例として、電話がつながりにくい、検索エンジンに該当ページがヒットしない等の例を紹介した後、参加者の事前アンケート結果の共有も行った。複数の参加企業から、具体的な事例報告があった。

最後にACAP 坂倉専務理事から、最近の消費者契約法は今後も法改正が続くと推測され注視していく必要があること、消費者裁判手続特例法の改正は慰謝料も対象になったことからますます事業者としての適切な対応が求められているとの閉会挨拶があり、勉強会&意見交換会が終了した。

西彩奈(交流活動委員/SOMPOリスクマネジメント株式会社)

無断転載・転用禁止